令和元年第1回定例会環境生活委員会会議録

令和元年6月25日 午前10時 全員協議会室

出席者氏名

岡部 賢士 委員長石嶋 照幸 副委員長大野みどり 委 員櫻井 速人 委 員山崎 孝一 委 員椎塚 俊裕 委 員寺田 寿夫 委 員

執行部説明者

市 長 中山 一生 市民生活部長 斉田 典祥 産業経済部長 宮川 崇 都市整備部長 宮本 孝一 渡邊 正一 市民窓口課長 石塚 幸代 税務課長 納税課長 中嶋 均 潔 コミュニティ推進課長 大徳 交通防犯課長 木村 博貴 商工観光課長 佐藤 昌一 農業政策課長 菅沼 秀之 農業委員会事務局長 八木下昭弘 環境対策課長 富塚 健二 企業立地推進課長 鈴木 窓 都市計画課長 清宮 恒之 道路整備課長 永井 悟 下水道課長 大貫 勝彦 都市施設課長 廣瀬 清司

農業政策課長補佐 昇 一信(書記)

事 務 局

課 長 松本 博実 係 長 中島 史順

議題

令和元年請願第1号

コミュニティバスの値上げに反対する請願書

議案第3号 龍ケ崎市下水道条例及び龍ケ崎市農業集落排水処理施設の設置及び 管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 龍ケ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改 正する条例について

議案第7号 龍ケ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第8号 令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第2号)の所管事項

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて (龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例について)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて (龍ケ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第8号)の所管事項)

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号))

岡部委員長

開会に先立ちまして委員の皆様に申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで、傍聴者に一言申し上げます。会議中は静粛にお願いいたします。

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第3号、議案第4号、議案第7号、議案第8号の所管事項、報告第1号、報告第2号、報告第3号の所管事項、報告第5号、令和元年請願第1号の9案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

初めに、請願の審査に入ります。

令和元年請願第1号 コミュニティバスの値上げに反対する請願書の審査についてです。 事務局に請願を朗読させます。

【事務局朗読】

岡部委員長

休憩いたします。

【休憩】

岡部委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

この件につきましては、平成31年第1回定例会において同様の趣旨の陳情書が提出され、 当委員会で審査を行いましたことから、委員の皆様には事前にその会議録を配付させてい ただいております。その際の各委員からの意見等を踏まえまして、この請願についてご意 見等がありましたらお願いいたします。

それでは各委員からご意見等ありましたらお願いいたします。 椎塚委員。

椎塚委員

3月に続き、この6月の定例会でも請願を出されたということについては、請願者及び請願団体、そして1,022名の署名をしていただいた方々の思いを強く受けとめたいと思います

市民の足として公共交通のあり方は、龍ケ崎市としても永遠の問題であるということは認識しております。

請願趣旨の中に、公共交通の整備は市の仕事であるということが明確に指摘されています。私ももちろん市の仕事であるということを十分に認識しています。だからこそコミュニティバスを将来的に安定的に持続可能な運行を続けていかなければならないという思いがあります。目の前の運賃が上がって、もちろん大変なことはわかっております。しかし、将来的にコミュニティバスの運行が立ち行かなくなってしまっては、逆に我々市民が非常に困ってしまいます。そういう意味でこの請願に賛同しかねるという趣旨で発言をさせていただきます。

持続可能ということは、無理をしないということだと思います。今回の運行に当たって、市民の皆様からの要望を踏まえて、いろいろなご意見をいただきながら行政のほうでいろいる試行錯誤しながら再編を行っていますが、利便性という意味で大分改善されたと思います。ちょっと整理させていただきますけれども、先ほども請願者の冒頭の説明の中にもありましたけれども、運行本数が増便されたということ。現行の51便が108便に増便され

ると。それともう一つは、通勤・通学に対応するために、今まで朝7時半から18時までの運行が、朝は7時から21時まで運行時間が延長されるということです。

それともう一つは、新しいルートでは、龍ケ崎済生会病院、サプラなどの主要な場所で接続性の強化をしながら、待ち時間を15分以内に抑えるようなダイヤ設定にした上で、竜ヶ崎駅に待合室の整備をしていきます。さらに、佐貫駅前にあるような情報発信という意味で、デジタルサイネージを使って市の情報を発信していく機能も付加します。さらに、要望が多かったバスロケーションシステムの導入で、次のバスがどの辺を走っていて、あとどのくらいで来る、移動状況がリアルタイムで確認できるようなシステムというのも追加していく予定です。

そして、もう一つ、乗り継ぎに関しては、1回の乗車券につき1回の乗り継ぎ券を発行するということで、運賃の値上げに対しての考慮をしている。先ほどもありましたけれども、定期券に関してはおたっしゃパス、これは今まで70歳以上からだったのが、65歳以上ということで5歳引き下げながらも運賃は据え置きをしております。

そして、もう一つ、一番大事なことは、今までこのコミュニティバス、10年以上毎日運行してきた車両が老朽化してきた部分で、利用客の安全性を確保する上で新型車両を今回導入するということもあり、安心・安全を確保した上で利便性を向上させているというのがあります。

請願にもありますけれども、「利便性の向上を考え、本数や路線を増やせばお金もかかるでしょう」と書かれていますが、当然そのとおりで、人件費や燃料費の運行コストは利便性と比例して上がっていくことはおわかりと思います。

では、どのくらいコストがかかっているのか調べさせていただきましたが、平成30年度の実績で、コミュニティバスの運行経費は年間約6,700万円に対して運賃収入は約1,500万円、市の補償金額が毎年約5,300万円近くかかります。今回の改正で年間の運行経費は、試算ですけれども約3倍近くに膨れ上がるということです。約2億近い金額にはね上がると試算されていますけれども、現行のままの運賃収入でいくと、補償額が約3倍近く上がっていくことが予想されます。

そう考えると、このコミュニティバスの運行を現状のまま維持していくためには、逆に言えば、利用客が七、八倍増えなければ維持していくことが困難だと思われます。人口が減っていく中で、この請願の中に、人口が、10月1日の人口7万7,577人とありますけれども、この6月1日現在では7万7,196人、約400人近く減っている中で、人口も減っていき、税収が減って、社会保障や医療福祉など右肩上がりで上がっていく経費を賄いながら、あれもこれも現状維持していくことは非常に困難ではないかと、私は、市の財政はやがて破綻していくというふうに考えます。

利便性とコストはどうしても比例します。例えば、値上げに反対するのではなくて、本当に困っている人に対しては、その人に合った方法で手を差し伸べていくという方法も一つではないかと思います。例えば、利用頻度が高い人には、この請願の中に「近いところでも気軽に乗れるバス」「日中大いに外に出て、サークル交流、気軽に買い物」ということであれば、なおさら定期券を大いに利用すれば、仮に週3回バスを利用するならば、半年定期を利用すれば1回のコストは計算上100円で済みます。また、定期券ならば、乗りかえも何度しても結構ですし、定期券などを上手に利用するというのも一つの方法だと思います。おたっしゃパスの運賃は、今回は据え置きでありますし、対象年齢が5歳引き下げられて65歳から購入できるということになります。

交通弱者というのは高齢者ばかりではありません。先ほども出ましたが障がい者や小学生のランドセルチケットの運賃も据え置いています。学生に対しても通学定期を新たに導入して、市民全員がある程度均等に、平等にということを主眼に置いてこのコミュニティバスの運賃というのを設定していると思います。そしてまた、70歳以上の高齢者といっても、収入がある人もいらっしゃるとは思います。週に1回以上利用する人であれば、定期券を利用したほうが乗りかえも自由ですし、便利であるというふうに思います。上手に利

用していけば、運賃の値上げは生活に直接的に影響があるとも言えません。本当に困っている人には個別に対応をしていかなければいけないというふうに私は思います。

もう一つ、サービスの一つとして、1日乗車券というのが今度施行されることになりますが、これは400円ですけれども、全線、全便、1日中何回乗りかえしても乗りおりできるという券で、利用頻度が少なければこういうものも利用することも一つの手かもしれません。

最終的に、目の前の運賃が上がってしまうということはもちろん大変なことだとは思いますけれども、将来的に市民の足であるコミュニティバスの運行が立ち行かなくなってしまっては本末転倒だと思います。本当に困るのは私たち市民であることは事実です。

以上のことを理由にして、私はこの請願には賛同いたしかねます。

岡部委員長

ほかにご意見等ありますか。 山崎委員。

山崎委員

今、椎塚委員が賛同しかねるということでしたが、私はこの請願に対しては、田中事務局長、ほか本郷代表をはじめ1,022名の請願者の趣旨は十分ご理解いたしたいと思いますが、結論から言いまして、私はこの請願に対しては反対の立場からご意見を申し上げたいと思います。

先ほど、椎塚委員がいろいろデータ的に申しましたが、重複しているのでそれは若干割愛させていただきますが、この改正理由につきましてちょっと調べたところ、やはり私も各地区の住人、市民からいろいろとご意見をいただきました。最も言われたことが、まず本数を増加してくれと、それとともに結節点、つまり乗り継ぎの時間が余りにも長過ぎる、これを短くしてくれ等々の要望、課題を提起されました。また、市民のアンケートを見ますと、かなり時間の問題、便数の増加というようなことが市民のほうからも問題を提起されていたと思います。

先ほど、椎塚委員が言いましたように、平成30年度、このコミュニティバス運行経費のほうが約6,700万円ですよ、運賃の収入といいますか、これが約1,500万円です、それとともに市の補償額、これは負担額といいましょうか、これが5,100万円ということで数値的に載っておりますが、令和2年度、今年は令和元年ですけれども、これらの見込みについてはまだ入札等々が行われておりませんので、数値的には言えませんが、しかしながら、この市民のニーズに応えるために、先ほど言ったように51便から108便に増便すると最低でも2.5倍ぐらいの経費はかかると私は思います。当然、そのような受益者負担と市の補償額、利便性を向上するためにはやはり増額はやむを得ないのではないかと、必須であると私は考えております。

また、近隣の市町村、ちょっと調べてみました。これは平成28年度の金額でございますが、まず、つくば市は200円から400円になっております。細かなところは精査しておりませんが、守谷市、稲敷市、それとつくばみらい市、これが各200円になっております。参考までですけれども。平成28年度に恐らく改正して現在に至っていると思いますが、やはり近隣の市町村を見てもそのような運賃でございます。当市としても恐らくそのような各市町村を調査して、計算とともに額を出したと思います。これはやはり、どうしても利便性向上のためには値上げというのは必須であると私は考えております。

次に、これ市税を、税金を投入するわけです。市民、住民の方にはやはり乗らない人と乗る人がこれ当然出てくるわけです。この受益者の方、乗る方に対してはやはり負担といいますか、当然、市のほうも補助額としてかなり税金を投入するわけでございます。それ相応分、応分にやっぱり値段的にはやはり運賃は値上げをしていかないと、これから先、5年のスパンで改正するにしても、維持が恐らくできないと思います。先ほど言いました

ように、時間の延長と、それとご高齢者の定期券が、現行70歳から、9月1日には65歳まで引き下げられたというような特典もございます。

ただ、田中事務局長が前に言ったように、学童、学生はやはり定期券で当然特典はある と思うんですが、学童に対してはもう少し考えたほうがいいのかなと、一部、私はそう考 えております。

そのようなことからこの請願に対しては、私は反対の立場としての意見として申し上げます。

以上でございます。

岡部委員長

寺田委員。

寺田委員

まず、はじめに、私もこの請願に対して反対の立場で意見を述べたいと思います。

先ほどからお話がありますように、この請願につきましては前回の定例会におきまして同じような内容で陳情書が取り上げられておりますので、これまで委員会で意見交換をし、また、ほかに説明なども受けておりますが、今回のコミュニティバス運行計画再編によりまして、利用料金が100円から200円になるということで、当然私もできれば今までどおり100円で利用できたほうがいいというふうには思っております。

しかし、これまで椎塚委員、山崎委員のほうから事細かくご説明がありましたが、私も同様に思っておりまして、重複しますがお話をさせていただきますと、この再編によって運行本数が倍以上に増えて、乗り継ぎもしやすくなり、また、移動時間も短縮されるということです。また、運行時間につきましても、朝は30分早く7時から、夜は3時間長く21時まで運行延長されるとのことでございます。また、乗り継ぎの際には無料乗り継ぎ券が交付されますので、今までと変わらない金額になるのではないかというふうに思います。

また、さらに、これも先ほどから出ておりますが、高齢者公共交通定期券「おたっしゃパス」につきましては、対象年齢が70歳から65歳に引き下げられ、料金につきましても1カ月3,000円、これが3カ月、4カ月となるともっと安くなるということです。ですから、できれば多くの方に利用していただきたいというふうに思います。あまり利用しないという方には、400円で1日何回でも自由に乗り継ぎ可能な1日乗車券もありますので、それぞれのニーズに合わせて利用していただければ割安になるのではないかとも思います。これまでに比べて大分便利に利用できるようになっているのではないかというふうに思います。

一方で、コミュニティバスの路線が通っていない地区や停留所が遠い方など、乗りたくてもなかなか利用できない方もいらっしゃいます。利便性が向上されれば運行経費も増額してまいりますので、今回の再編により、コミュニティバスの運行経費は約3倍程度になるというふうにも聞いております。市の税金を使うからには、公平性の観点からも受益者の方にはある程度のご負担をいただきまして、今後も持続可能で多くの市民の皆さんに有効利用されるコミュニティバスになっていっていただきたいなというふうに思っております。

以上のような理由で、この請願には反対とさせていただきます。

岡部委員長

ほかにご意見等はございませんか。 石嶋委員。

石嶋委員

私もこの請願書の趣旨はしっかり読ませていただいて、しっかり理解させていただいた

んですが、大変申しわけないんですが、反対の意見をさせていただきます。

椎塚委員、山崎委員、そして寺田委員がおっしゃったように、このコミュニティバスの今後の本数や利便性は大分よくなるということでお話はいただいております。それに伴いまして、あと10月からまた消費税の増税などがありまして、経費が大分かさむということになっております。その経費がかさむ中で、また同じ金額100円でこのまま運行していきますと、やはり市の負担が大きくなってしまう。その市の負担が大きくなってしまうということは、市税をどんどん投入していくということになっていきます。そうなると、市税の投入というのは、今後やはり未来に対するツケになっていくのかなと私は考えています。その未来に対するツケをやっぱりなくす。そして、このコミュニティバスがこのまま市民の足であり続けるためにはやはりここは料金の値上げはしていかなければいけないと私は考えております。

そして、今後その200円にしてから考えていかなければならないのは、やはり本来の、 先ほどお話あったように、免許の返納者、あと小学生、学童などの料金など、その辺あた りの方向は、今後検討されるようにはなるのかなと思います。私は、以上のことを踏まえ まして、この請願書には反対の意見を差し上げます。

岡部委員長

大野委員。

大野委員

椎塚委員はじめ、皆さんの内容をお聞きして、私も、反対の意見です。

実際、時々乗っております。利用をした中で、本当にもっとこうなってほしいなという 思いと、あと突然この100円から200円と聞いたときは、「あっ200円」と思ったんですけ れども、でもこのサービス向上の内容をお聞きしたときに、思っていたことが盛り込んで ありましたので、本当に何が大事かと私も考えたときに、より多くの方が乗っていただき たいということだと。この大事なこのバスが存続していってもらいたいなと乗りながら思 いました。なので、本当にこの細かいところにもっとサービス向上はあるんですけれども、 今の段階でここまで向上して利便性を整えていただいている中ですので、今後本当にこの たくさんの方に多く乗っていただけることが課題であり、目標であり、その中で200円か ら、その先に200円から値下げに行くということは要望していきたいなと思っております。 このランドセルチケットに関しては、やっぱりああその通りだなと思いまして、また検 討していかなければいけないなと、そういうふうに思っております。なので、私の娘たち もこれ使って乗っておりましたし、またこの定期券、学生に対する定期券が導入されると いうこともよかったなというところと、また時間も遅くまで、早く、この時間もすごくな かなかもっと走っていただいてよかったんだなという思いが、皆さん、ご意見聞いていた ので、21時まで編成後なるということなので、よかったなということがたくさん結構盛り 込んでありますので、反対という意見ですけれども、より多くの方に乗っていただくこと が大事かなと思っております。

以上です。

岡部委員長

櫻井委員。

櫻井委員

まあ本当に、新日本婦人の会の皆さんほか1,022名の方、本当に私もこの話を聞いたときに、え、100円上げるのと、本当にちょっと思ったんですけれども、利便性とか、やっぱりさっきも言ったように、バスを新しくしたりとかする中で、これでもしも以前と同じような状況だったならば、え、本当にと、それはびっくりしたんですけれども。よりよく

するということで、便数も増やしたりとか、時間も遅くしたりとか、数を増やして、市民の皆さんもよりよくしてほしいということで。本当に100円上がるのは、私の親なんかもちょっと足腰が弱って本当に、それでも今はまだ運転している状況で。本当に皆さんの気持ちも本当に痛いほどわかるんですけれども、運営のことを考えますと、やっぱりこれはさっき石嶋委員が言ったように、本当にこれは未来のツケになってしまうと、またそれで運営が滞ってしまっては、本当にこれは元も子もない状態だと思いますので。私も本当にこれ迷ったというか、本当に苦渋の決断というところなんですけれども、ちょっとそうですね、運営ということを考えると、反対させてもらうということにいたしたいと思っています。

本当に高齢者の方々にとって、本当に100円は大きいと思うんですけれども、本当にあれですね、苦渋の決断ですね。すみません。

岡部委員長

ほかにありませんか。

それではお諮りいたします。

令和元年請願第1号 コミュニティバスの値上げに反対する請願書につきましては、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手なし】

岡部委員長

賛成者はございませんので、令和元年請願第1号は不採択とすることに決しました。 続きまして、議案の審査に入ります。

議案第3号 龍ケ崎市下水道条例及び龍ケ崎市農業集落排水処理施設の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

議案書18ページをお願いいたします。

議案第3号 龍ケ崎市下水道条例及び龍ケ崎市農業集落排水処理施設の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は消費税率の改正に伴いまして、下水道使用料及び農業集落排水使用料に賦課される消費税についての条文を改正するものでございます。

新旧対照表の13ページをごらんください。

どちらの使用料も現行では別表に定めるところにより算定した額に1.08を乗じて得た額となっておりますところを、改正後は別表に定めるところにより算定した額に消費税相当額を加えた額として改正するものでございます。

なお、文言対応といたしましたので、現行の消費税法等において、今後税率のみの改正が行われた場合、また、今回の税率改正が延期された場合も、この条例の改正は必要がなくなるということになります。

以上でございます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第4号 龍ケ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

議案書20ページをお願いいたします。

それから、新旧対照表は14ページとなります。

議案第4号 龍ケ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する 条例についてでございます。

新旧対照表によって説明をさせていただきます。

別表第2中、家庭系廃棄物の中の粗大ごみ、それから特定家庭用廃棄物、これはエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などでございますが、これにつきましては、消費税の改正によりまして1,540円から1,570円に利用手数料を改めるものでございます。

この粗大ごみなどにつきましては、年間で約1,600件程度のご利用がございます。ということから、10月以降の半年分ですので、年間に直しますと約2万4,000円程度の市民の皆さんへの影響額というふうに見込んでいるところでございます。

それから、その下です。家庭で飼っている犬、猫等の動物の死体、この項目を削除するものでございます。これにつきましては、犬、猫等の動物の死体を焼却、埋葬できます民間の処理施設、これが近隣に整備されております。そういった状況の中で動物愛護への意識への高まりなどもありまして、近隣の民間施設での焼却、埋葬、これを選択されている方がほとんどという状況になっております。

また、平成30年以降、市民からの処理に対する依頼もないという状況に加えまして、近隣自治体におきましても、自治体で処理することではなくて民間処理することをご案内しているといったような状況でございます。これらを総合的に判断いたしまして、当市ではこの個別収拾、運搬処理について終了をしたいというものでございます。以上です。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 椎塚委員。

椎塚委員

1点だけお伺いしたいんですけれども、最後の、犬、猫の処理に関して、民間の施設ができたということでそれは理解するんですけれども、これ例えば、道路上で、事故等で亡くなっていた場合は、どんなふうな処理、対応の仕方になるんでしょうか。

岡部委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

道路上で死亡した犬、猫やタヌキとかにつきましては、市のほうでへい獣処理といたしまして処理を行っております。これについては、平日については市の職員が行っておりまして、土日、祝日、閉庁日については民間に委託をしている状況でございます。これについては変わりなく継続してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

岡部委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第4号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第7号 龍ケ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

斉田市民生活部長。

斉田市民生活部長

議案第7号 龍ケ崎市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案集では23ページ、新旧対照表では18ページでございます。

それでは、議案第7号について改正の理由、また背景についてご説明させていただきます。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、印鑑登録証明事務処理要領につきましても一部改正がなされるため、龍ケ崎市印鑑条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の背景についてでございますが、昨今、職場や社会において、旧姓を通称として使用しながら活動する女性が増加している中で、様々な活動の場面で旧姓を通称としてより使用しやすくなるよう、通称使用の範囲の拡大の取り組みとして、住民票やマイナンバーカード等への旧氏、これは旧姓のことでございます、の併記を可能にするため、住民基本台帳法施行令等の一部が改正されたものでございます。

この改正によりまして、婚姻等で氏に変更があった場合でも従来使用してきた氏をマイナンバーカード等で記載することで公証することができるようになるというものございます。

具体には、令和元年11月5日から本人からの申し出によりまして、住民票に旧氏併記ができるようになることから、印鑑登録においても本人からの申し出により旧氏の対応ができるよう、市条例において所要の改正を行うものでございます。

なお、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正の実施時期が令和元年11月5日と通知されましたことから、今回の条例改正案とあわせまして住民情報基幹系システム印鑑登録旧氏併記対応のシステムに係る使用料49万5,000円を議案第8号の令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第2号)のほうにも計上させていただいたところでございます。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第7号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第8号 令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第2号)の所管事項 について、執行部から説明願います。

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

議案書別冊をお願いいたします。別冊1ページでございます。

議案第8号 令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第2号)。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,887万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ253億285万8,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入の一番下の19の繰入金、1、基金繰入金でございます。基金繰入金といたしまして 1,834万9,000円、これを計上しておりますが、これは駅名改称事業ということで、関東鉄 道株式会社の負担金として計上をしているものです。この駅名改称事業の財源といたしまして、説明の欄にございますけれども、ふるさと納税の中の寄附者が使い道を「駅名改称事業」と「その他市長が認めるもの」、いわゆる市長にお任せというものを指定した金額、これを原資とする残高、これをみらい育成基金として優先的に充当し、不足分について地域振興基金から充当をすることとしております。

今回の補正予算で所管となりますのは、説明欄の5番のみらい育成基金繰入金でございますけれども、これは平成30年度末の残高が確定したことに伴いまして4,669万円増額いたしまして、関連いたしまして4番の地域振興基金繰入金、これは企画課の所管となりますが、これについては先ほどの関東鉄道への負担金の1,834万9,000円、これを差し引いた2,834万1,000円これを減額する、いわゆる基金の入れかえをするものでございます。

11ページをお開きください。

斉田市民生活部長

歳出についてでございます。上から3つ目の表、総務費の戸籍住民基本台帳費でございます。右のページ、コードナンバー01028200住民記録等証明事務費の13委託料、住民情報機関系システム修正についてでございます。これは、先ほど議案第7号 龍ケ崎市印鑑条例の一部を改正する条例においてご審議いただきました、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴いまして、印鑑登録証明書に旧氏を併記できるシステムの改修に要する委託料としまして49万5,000円を増額計上させていただいたものでございます。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(龍ケ崎市税条例等の 一部を改正する条例について)、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(龍 ケ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について)は関連しておりますので、一括し て説明を受け審議を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくお願いします。 それでは、執行部から説明願います。 斉田市民生活部長。

斉田市民生活部長

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例について)と、報告第2号 (龍ケ崎市都市計画税条例等の一部を改正する条例) につきましてご説明させていただきます。

委員の皆様にはお手元のほうに平成30年度税制改正等に伴う市税条例等の改正理由という資料を配付させていただいておりますので、主な改正点につきまして、抜粋して説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行となることから、龍ケ崎市税条例等の一部を改正したものでございます。なお、今回の改正では、条例施行日などの関係から五条での改正となってございます。

議案書では27ページ、新旧対照表は20ページでございます。

まず、資料の一番上、第1条の龍ケ崎市税条例一部改正につきましては、本則第34条の6で個人市民税におけるふるさと納税の寄附金税額控除につきまして、総務大臣が定めた基準に適合し、規定された地方団体への特定控除対象寄附金とする改正でございます。

次に、付則におきまして、個人市民税では令和元年10月からの消費税率引き上げに当たり、住宅に係る需要変動を平準化するため、住宅ローン控除対象期間延長や寄附金税額控除における特例措置などを規定したものでございます。

また、固定資産税では適用条項や字句の改正を行うものでございます。

続いて、軽自動車税では令和元年10月1日から軽自動車税の環境性能割の導入に伴い、 現行の軽自動車税が種別割となるため、令和元年度に限った特例措置を規定したものでご ざいます。

次に、議案書で30ページ、新旧対照表の30ページ、第2条の主な改正内容についてでございます。

本則におきまして、次の第3条での改正で、個人市民税の非課税の範囲に児童扶養手当を受給する児童と生計を一にする父又は母で婚姻をしていない者が追加されることから、 扶養親族等申告書の記載事項を追加するものでございます。

付則におきましては、軽自動車税で令和元年10月1日からの環境性能割の導入に当たり、 臨時的軽減としまして非課税や税率の軽減などの特例措置を規定したものでございます。

次に、議案書の35ページ、新旧対照も同じく35ページです。第3条の主な改正内容についてです。

本則第24条の個人市民税では、子どもの貧困に対応するため、令和3年度からの所得金額135万円以下の方についての非課税措置の対象に単身児童扶養者を追加するものでございます。

付則におきましては、軽自動車税の種別割について、令和3年4月1日から令和5年3月31日の間に初回新規登録を受けた自家用軽乗用車のうち、電気自動車及び天然ガス自動車に限り、初回の1年度分について税率の軽減を行う規定を追加するものでございます。

次に、議案書の35ページ、新旧対照表については36ページでございます。

第4条の龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、上位法の改正による適用条項や字句の改正を行うものでございます。

次に、議案書36ページ、新旧対照表37ページでございます。

第5条、龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、既に改正されました大法人の電子申告書の提出義務化におきまして、電気通信回線の故障などにより電子的方法による提出が困難な場合に、電子的提出の義務を解除する等の措置を講じる

ものでございます。

続いて付則についてです。議案書37ページになります。

第1条では当該条例の施行期日は、平成31年4月1日とするものです。ただし、それぞれの条項により施行期日が異なっております。

次に、第2条から第4条では市民税、第5条で固定資産税、第6条から第8条で軽自動 車税における経過措置を規定したものです。

次に、報告第2号 龍ケ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明いた します。

議案書では43ページ、新旧対照表では40ページをごらんいただきたいと思います。

これも地方税等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行となることから、龍ケ崎市税条例等の一部改正と同様に適用条項や字句の改正を行うものでございます。

付則についてです。施行期日につきまして、改正条例の施行期日を平成31年4月1日と するものです。

次に、当該条例の改正に伴う経過措置を規定したもので、平成30年度までの都市計画税 については従前の例によるものとするものです。以上でございます。

説明については以上でございます。よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 ないようですので、採決いたします。

報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 報告第2号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度龍ケ崎市 一般会計補正予算(第8号)所管事項)について、執行部から説明願います。 宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第8号))についてでございます。

別冊27ページをお開きください。

これは既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,261万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ251億5,932万4,000円とするものでございます。

そのほか、明許繰越費の追加、変更及び地方債の補正を行うものでございます。 次に、31ページお開きください。

第2表、明許繰越費補正の変更です。ページの中ほどの変更でございます。

土木費、都市計画費の都市公園管理費でございます。こちらにつきましては、当初予定しておりました龍ヶ岡公園進入路工事分のみの繰り越しを見込んでおりましたが、龍ヶ岡

公園の駐車場整備工事における工事のおくれ、発生残土の処分場所の選定等において不測の日数を要したことにより、駐車場の工事も繰り越しせざるを得ない状況となったための変更でございます。

次ページをお開きください。

斉田市民生活部長

表の一番上、地方債の変更でございます。市民活動センター整備事業でございます。限度額を1,860万円から1,800万円に変更したものですが、これは事業費の決算見込みにより発行見込み額を減額したものでございます。

宮本都市整備部長

続きまして、その下、地方道路整備事業と、その下の排水路整備事業です。対象事業費の確定により、起債限度額の変更をするものでございます。地方道路整備事業では720万円の減、排水路整備事業では80万円の減となります。

34、35ページをお開きください。

斉田市民生活部長

歳入についてでございます。

上から3つ目の表になります。14番、国庫支出金、総務費国庫補助金でございます。右のページの個人番号カード交付事業費でございます。800万円の減額補正でございます。これは、個人番号関連事務委任に係る地方公共団体情報システム機構からの交付見込み額の通知を受けまして、国庫補助金を減額したものでございます。

宮本都市整備部長

続きまして、その下、土木費国庫補助金でございます。こちら道路橋梁費補助金、社会 資本整備総合交付金狭隘道路整備分でございます。こちらに関しましては、狭隘道路整備 の補助申請がなかったための皆減となります。

続きまして、その下、社会資本整備総合交付金(橋梁長寿命化分)でございます。こちらに関しましては橋梁点検及び横断歩道補強の点検委託料の確定に伴う減額でございます。

斉田市民生活部長

続きまして、一番下の表になります、市債でございます。総務費債の市民活動センター整備事業債です。これは外壁塗装、屋根防水改修等の工事費の確定に伴いまして、借入額60万円を減額いたしたものでございます。

宮本都市整備部長

その下でございます。土木費債でございます。地方道路整備事業債及びその下の排水路 整備事業債で、工事費の確定に伴い借入額が減額となるものでございます。

斉田市民生活部長

続きまして、歳出になります。

一番上の総務費、市民活動センター管理費の委託料と工事請負費についてでございます。 これは、外壁塗装、屋根防水改修事業の実施設計及び工事費の確定に伴いまして、それぞ れ減額いたしたものでございます。

続いて、その下の表になります。

総務費、戸籍住民基本台帳費、住民記録等証明事務費の地方公共団体情報システム機構への交付金です。これは歳入と同様に、個人番号カード関連事務委任に係ります地方公共 団体情報システム機構からの交付見込み額の通知を受けまして、国庫補助金800万円を減 額したものでございます。

宮本都市整備部長

続きまして、一番下、土木費です。道路橋梁総務費でございます。道路管理事務費の負担金、補助及び交付金の補助金でございます。こちらにつきましては、狭隘道路整備事業、こちらに申請がなかったための皆減となります。

38、39ページ、お開きください。

一番上です。道路維持費です。道路維持補修事業の委託料でございます。道路清掃等維持管理につきましては、こちら緊急対応としまして施設管理事務所等の直営作業で行ったため、委託数量が減ったことによる減額でございます。その下の橋梁点検です。橋梁点検、当初46橋の点検を予定しておりましたが、29年度末の国庫補助事業による調整があり、12橋分を前倒しにより行ったことにより橋梁点検数が減ったことによる968万9,000円の減額となります。

その下、道路新設改良費、道路改良事業でございます。補償、補塡及び賠償金でございます。こちら市道2路線の工事に伴い、電柱移設補償金が確定したことによる減額でございます。

その下、市道第3-113号線整備事業、工事請負費で、伐開工事でございます。こちらも工事費の確定に伴う減額でございます。補償金につきましては電柱移設の費用で、確定に伴う減額となります。

続きまして、市道第3-309号線整備事業で委託料でございます。こちらにつきまして も事業費確定に伴う減額でございます。

その下、排水路整備事業でございます。排水路整備事業工事費でございます。こちらにつきましては、川崎町の護岸改修工事ほか、3件に係る事業費の確定による調整などで合計97万6,000円の減額となります。なお、補償金に関しましては、対象がなかったための皆減でございます。

その下の街路事業でございます。佐貫3号線整備事業、委託料でございます。こちらに 関しましても委託料の確定に伴う減額でございます。

その下の公共下水道費です。公共下水道事業特別会計への繰出金です。この後ご説明いたします公共下水道事業特別会計におきましても、事業費や起債額の確定に伴う補正予算を調整した結果、財源調整として5万7,000円の減額としております。

説明は以上でございます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 椎塚委員。

椎塚委員

1点だけお伺いします。

31ページの繰越明許費の中で、土木費の都市公園管理費の中で、部長の説明だと残土の 処理で不測の事態ということが言われていたんですが、理由を教えていただきたいのと、 あと、これ終了予定というのはいつ頃になるのか、確認したいと思います。

岡部委員長

廣瀬都市施設課長。

廣瀬都市施設課長

ただいまの椎塚委員の質問にお答えいたします。

今回、残土の処理について、決定に時間がかかったということで、今回工事がおくれま

して、繰り越しさせていただきました。工事は、今回2件ありまして、平成30年度龍ヶ岡公園駐車場整備工事におきましては5月28日に完了しまして、5月31日に完了検査を行っております。もう一件の、平成30年度龍ヶ岡公園駐車場西側進入路整備工事におきましては、完了が6月17日、完了検査を6月21日に行っております。

以上です。

岡部委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 続きまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度龍ケ崎市 公共下水道事業特別会計補正予算(第6号))について、執行部から説明願います。 宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

報告第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。平成30年度龍ケ崎市 公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)でございます。

これは既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1、865万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ22億9,583万円とするほか、繰越明許費の追加及び地方債の補正を行うものでございます。

54ページをお開きください。

第2表、繰越明許費です。

これは、公共下水道建築基準法における散気排水ポンプ場改築事業の事前準備の電柱移設について、共架しているNTTケーブルテレビのケーブルの移設に不測の日数を要したことから繰り越しとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正(変更)でございます。

これは、公共下水道事業債の限度額の変更です。対象事業の確定により、2億4,170万円から1,680万円を減額し、2億2,310万円とするものでございます。

次に、57ページ、歳入です。

一般会計繰入金の公共下水道事業費等繰入金は財源調整のため5万7,000円の減額としております。

次の市債でございます。

第3表、地方債補正のとおりの計上したものでございます。

次に、歳出です。

公共下水道整備事業です。こちら公共下水道事業につきましては、馴馬地区、西坪地区、 半田町の公共下水道敷設工事などの事業費確定による調整などで、合計767万8,000円の減 額としております。

続きまして、公共下水道改築等事業の地蔵後中継ポンプ場改築工事などの事業費確定による調整で、合計1,097万9、000円の減額としております。

公共下水道特別会計補正予算(第6号)の説明については以上でございます。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

ないようですので、採決いたします。 報告第5号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。 これをもちまして環境生活委員会を閉会いたします。 お疲れさまでした。